

(別紙)

1 全体事項

- (1) 本事業は、仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月）において津波被災者等の移転に係る土地区画整理事業として位置づけられ、震災からの復旧・復興の面で大きな役割を担っている。

良好な生活環境の提供を期待されていることから、調査、予測及び評価の結果を分かりやすい表現で記載するとともに、居久根を有する仙台市東部田園地域の自然環境に対する影響を可能な限り小さくする環境配慮を行うこと。

- (2) 供用後の事後調査については、住宅等の建築工事の実施による影響を排除するため、可能な限り建築工事が落ち着いた時期に、実施すること。

2 個別事項

(騒音)

- (1) 事業区域南西側に位置する陸上自衛隊霞目飛行場の影響を受ける航空機騒音の予測・評価については、飛行回数調査結果の平均値とともに、1 日の総飛行回数の多い日から数えて 10%に当たる飛行回数も用いて行うこと。

(土壌環境)

- (2) 平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震前後の地盤環境の変化を適切に踏まえた記載とすること。
- (3) 事業計画地内には軟弱地盤が存在することが想定されることから、供用後の地盤沈下の発生を防ぐための適切な工法を検討すること。
- (4) 液状化対策の実施にあたっては、今後補足ボーリング調査を実施し、対象範囲の特定を行った上で、最も適した工法を選択すること。

(植物、動物及び生態系)

- (5) 事業区域に分布する水田環境が、周辺地域に分布する居久根と一体となり、猛禽類をはじめとする動物にとって、重要な環境となっていることを踏まえ、特に次の内容について求めるものである。
 - ① 事業の実施により、動物の生息地の一部が消失するという事実に十分に配慮した、分かりやすい評価を記載すること。
 - ② 環境保全措置については、事業によって居久根と水田が隣接する環境が変化を受けることを踏まえ、類似の環境を周辺地域に残すことができるよう、事業区域内の公園や街路樹等に可能な限り高木の配置の検討を行うとともに、あわせて植栽の樹種、配置及び本数を検討すること。
- (6) 事業区域周辺地域に生育しているシロイヌナズナについては、株数が少なく、生育基盤も脆弱なため、事後調査を慎重に行うこと。